

和歌山県警察  
新型コロナウイルス  
感染症対応  
業務継続計画

和歌山県警察本部

平成 22 年 3 月 15 日

## 目 次

第 1	総則	1
1	計画の目的	1
2	実施方針等	1
3	被害想定	2
第 2	実施体制	2
1	未発生期の体制	2
2	海外発生期の体制	2
3	国内発生期の体制	2
4	知事部局等関係機関との連携	3
第 3	発生時継続業務等	3
1	業務継続の基本方針	3
2	新型インフルエンザ対策業務	3
3	一般継続業務	3
4	縮小・中断業務	4
第 4	業務継続のための執務体制の確立	4
1	新型インフルエンザ発生時の執務体制	4
2	人員計画	5
3	職員等の感染状況の把握	6
第 5	業務継続のための執務環境の整備	6
1	庁舎管理及び物資等の確保	6
2	情報通信の確保	7
3	医療体制の確保	7
第 6	感染防止の徹底	7
1	個人及び家庭での感染予防	8
2	職場における感染拡大防止策	8
3	発症者等への対応	8
第 7	業務継続計画の発動等	9
1	発動	9
2	状況に応じた対応	9
3	通常体制への復帰	9
第 8	業務継続計画の維持・管理等	9
1	公表・周知	10
2	教育・訓練	10
3	点検・改善	10

## 第1 総則

### 1 計画の目的

新型インフルエンザは、過去、およそ10年から40年の周期で発生している。昨年から豚由来の新型インフルエンザ（H1N1型）が発生し、世界中で猛威をふるっているが、その一方で、近年、東南アジア等において高病原性鳥インフルエンザ（H5N1型）がトリからヒトに感染する事例が報告され、鳥由来の新型インフルエンザの発生も危ぐされている。この新型インフルエンザ（H5N1型）については、ほとんどの人が免疫を持っていないため、これが発生すれば、世界的な大流行（パンデミック）が起これ、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的影響が生じることが懸念されている。

警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、公共の安全と秩序の維持に当たることを責務としており、新型インフルエンザの発生時においても、新型インフルエンザ対策業務を行うとともに、治安の確保に必要な警察活動を継続することが必要である。

しかし、新型インフルエンザの流行時には、その感染力の強さから職員等の健康被害は避けられず、最大40%の欠勤者が出ることも想定されている。

このため、その流行に備え、職員の感染の予防・拡大防止を図り、限られた人員の中で、真に必要な業務を継続し、また、その業務の継続に必要な物資・サービス等を確保する体制を構築する必要がある。

和歌山県警察新型インフルエンザ対応業務継続計画（以下「業務継続計画」という。）は、新型インフルエンザ発生時においても、和歌山県警察がその機能を維持し必要な業務が継続できるよう、新型インフルエンザ発生時の社会・経済状況を想定し、必要な事項を定めることを目的とする。

なお、業務継続計画における新型インフルエンザについては、現在各国で感染が拡大しているH1N1型ではなく、より強毒なH5N1型等を想定している。

### 2 実施方針等

#### (1) 業務継続計画の実施方針

業務継続計画の実施に当たっては、和歌山県警察本部各部門及び各警察署とが連携を密にして一体的な活動を行うとともに、知事部局等関係機関とも連携し的確に業務を推進する。

#### (2) 和歌山県公安委員会への報告等

業務継続計画の実施に当たっては、時機を逸することなく和歌山県公

安委員会へ報告し、新型インフルエンザ流行時には、和歌山県公安委員会の管理の下、その権限に属させられた事務の迅速かつ適切な実施に努める。

### 3 被害想定

政府の新型インフルエンザ対策行動計画及び新型インフルエンザ対策ガイドラインで示された被害を想定とする。

表 人的被害等想定

発症率	○ 全人口の25%が罹患
医療機関の受診者	○ 1,300～2,500万人
死亡者	○ 17～64万人（致死率0.53～2.0%）
流行	○ 一つの流行の波が約2ヶ月続き、その後流行の波が2～3回繰り返される
欠勤率	○ 職員本人の罹患や罹患した家族の看病等のため、職員の最大40%程度が欠勤

ただし、新型インフルエンザの流行規模や被害の程度は、出現した新型インフルエンザの病原性や感染力等に左右されるものであることから、実際に新型インフルエンザが発生した場合には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応するものとする。

## 第2 実施体制

### 1 未発生期の体制

和歌山県警察は、和歌山県警察新型インフルエンザ対策委員会設置要綱の制定について（平成20年9月25日付け備等第344号）に基づく和歌山県警察新型インフルエンザ対策委員会（以下「対策委員会」という。）において、新型インフルエンザの発生に備え、各種対策を推進するとともに、各部門間及び本部・警察署間の調整を図り、本計画の策定及び見直しを図る。

### 2 海外発生期の体制

新型インフルエンザが海外で発生した場合には、対策委員会において、業務継続計画の推進に向けた検討を行う。

### 3 国内発生期の体制

新型インフルエンザが国内で発生した場合には、その流行状況に応じ対策委員会の決定に基づき、業務継続計画を推進する。

#### 4 知事部局等関係機関との連携

和歌山県警察は、業務継続計画の推進に当たり、警察庁との連絡及び調整を図るとともに、知事部局等関係機関との連携を強化して必要な業務を実施する。

### 第3 発生時継続業務等

#### 1 業務継続の基本方針

和歌山県警察は、新型インフルエンザ発生時（以下特段の記述のない限り、「発生」とは国内における発生のことをいう。）においても警察の役割を的確に推進するため、新型インフルエンザ発生に伴う各種対策業務（以下「新型インフルエンザ対策業務」という。）を優先業務とするとともに、治安の確保に必要な警察業務（以下「一般継続業務」という。）を継続する（以下両者を合わせて「発生時継続業務」という。）こととし、その他の業務（以下「縮小・中断業務」という。）は、縮小し、又は中断するものとする。

#### 2 新型インフルエンザ対策業務

新型インフルエンザ発生時に、和歌山県警察新型インフルエンザ対策行動計画（以下「行動計画」という。）で取り組む対策のほか、新たに発生し、又は業務量が増加するもの及び新型インフルエンザの発生に伴い緊急に対応する必要がある業務を新型インフルエンザ対策業務とする。行動計画では、次の8項目を新型インフルエンザの国内発生時に実施としている。（行動計画第3章参照）

- 実施体制
- 感染拡大の防止
- 防疫措置の支援
- 水際対策の支援
- 新型インフルエンザの地域封じ込めの支援
- 医療活動の支援
- 多数死体取扱いに当たっての措置
- 社会秩序の維持

#### 3 一般継続業務

個人の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序の維持に必要な業務であって、一定期間、縮小し、又は中断することにより、治安及び県民生活や経済活動に重大な影響を与えることから、まん延期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なものを一般継続業務とする。

また、新型インフルエンザによる被害は長期化することが考えられるところ、組織の維持に必要な最低限求められる業務及び発生時継続業務を行うための環境を維持するための業務も一般継続業務とする。

ただし、一般継続業務についても、

- 緊急性や必要性を検討し、早急に対応が必要でないものは縮小し、又は中断すること。
- 業務内容や作業手順を精査し、より少ない人員により、短時間で効率的に実施するための工夫を行うこと。
- 許認可等の窓口業務や運転免許関連事務等、感染リスクのある業務に関しては、可能な範囲で感染リスクの低い実施方法を考慮すること。

とする。

#### 4 縮小・中断業務

##### (1) 縮小・中断業務

緊急に実施することが必須ではなく、一定期間、大幅な縮小又は中断が可能な業務及び積極的に中断すべき業務を縮小・中断業務とする。縮小・中断業務は別表「業務仕分け」のとおりとする。

##### (2) 縮小・中断業務についての留意事項

縮小し、又は中断する業務であっても、特に対応が必要と認められる場合には、業務を調整の上、適切に対応する。

### 第4 業務継続のための執務体制の確立

#### 1 新型インフルエンザ発生時の執務体制

##### (1) 指揮命令系統の明確化

###### ア 幹部の感染リスクを低減するための方策

意思決定権者である幹部の感染リスクを低減するため、新型インフルエンザ発生時には、決裁の簡略化、対人距離の確保等の措置を講じる。

###### イ 指揮命令系統の明確化

新型インフルエンザ発生時に業務上の意思決定権者である幹部が罹患するなどにより出勤が困難となった場合には、和歌山県警察処務規程（昭和52年和歌山県警察本部訓令第5号）に基づき、権限を有する者が対応に当たる。

##### (2) 業務継続実施責任者の指定

新型インフルエンザ発生時において、業務を管理し、発生時継続業務

を的確に継続するため、所属長を業務継続実施責任者とする。

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザの発生時に発生時継続業務を的確に継続するため、業務継続計画に定められた業務を行う。

### (3) 感染防止従事責任者の指定

感染防止従事責任者は、各所属の次席、副所長、副隊長及び副校長並びに副署長又は次長に当たる者とする。

感染防止従事責任者は、新型インフルエンザ発生時に職員の感染をできる限り防止するため、職員の健康管理、感染予防並びに職場内における感染拡大防止に関する業務を行う。

## 2 人員計画

業務継続実施責任者は、あらかじめ発生時継続業務及びそれを実施するために最低限必要な人員を把握するとともに、業務の縮小又は中断により発生時継続業務に配分できる人員を把握し、人員計画を作成する。

また、新型インフルエンザの発生時には、業務継続実施責任者は、人員計画を円滑に運用するとともに、感染リスクを軽減させる方策をとる。

### (1) 人員計画の作成等

業務継続実施責任者は、「人員計画」を作成する。人員計画では、職員の40%が欠勤することを前提とした上で、発生時継続業務を継続するために必要な人員を所属内で確保する。この際に業務継続実施責任者は、専門知識が必要な業務に当たる職員の有無を確認し、該当する職員がいる場合は、その代替職員又は代替方法についてあらかじめ定めておく。

### (2) 人員計画の運用

#### ア 未発生期

業務継続実施責任者は、各業務資料の整理と共有化を図り、発生時継続業務を担当する職員が欠勤した場合でも、他の職員が速やかに業務を引き継ぎ、継続できるよう、教養・訓練を実施する。

#### イ 海外発生期

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザが海外で発生した場合には、発生時継続業務、必要人員等を確認し、国内発生に備えて、具体的な人員配分等を検討する。

#### ウ 国内発生期

業務継続実施責任者は、欠勤者の状況に応じて人員計画を運用するものとし、業務を縮小し、又は中断し、発生時継続業務に人員を配分する。

また、対策本部は、警察署等において発生時継続業務の維持が困難

である場合は、本部執行隊及び本部直轄部隊を編成し、業務継続が困難な警察署に派遣する。

#### エ 留意事項

業務継続実施責任者は、国内発生期には、少ない人員で業務を行わざるを得なくなることから、感染防止従事責任者と共に、長時間労働による過労や精神的ストレスにより職員が健康を害することにならないよう留意する。

#### (3) 感染リスクの軽減方策

通勤時の感染リスクを軽減するため、新型インフルエンザ発生時には、必要に応じ、公共交通機関を利用しない出勤方法による出勤、時差出勤を行うなど感染リスクの軽減方策を推進する。

また、執務室内を整頓するとともに、新型インフルエンザの発生状況等を勘案の上、職員にマスクを着用させるなど、感染拡大防止措置を講じる。

#### 3 職員等の感染状況の把握

職員又はその家族は、職員の出勤前に検温を実施し、発熱等のインフルエンザ様症状がある場合は、速やかに発熱相談センター等に連絡し、その指示に従って発熱外来等を受診する。その結果、新型インフルエンザの疑いがあると診断された場合には、所属の感染防止従事責任者に報告する。

感染防止従事責任者は、職員に対し休暇の取得等を指導するとともに、所属の休暇者について把握し、厚生課健康管理対策室へ速報する。

### 第5 業務継続のための執務環境の整備

#### 1 庁舎管理及び物資等の確保

##### (1) 庁舎管理

##### ア 入庁管理

新型インフルエンザの発生時には、庁舎内における感染拡大を防止するため、入庁者に対し、庁舎入口における手指消毒及びマスク着用を促すとともに、発熱等のインフルエンザ様症状のある者の入庁を制限する。

##### イ 庁舎利用の制限

各種業務を継続するために、必要な庁舎内施設の利用制限を行う。

##### ウ 事業者への要請

庁舎の機能維持に必要な清掃、各種設備の保守・点検等を行う事業者に対し、事業継続に向けた協力を要請する。



#### エ 面談場所等の確保

新型インフルエンザの発生時には、庁舎の利用制限を行い、来庁者との面談場所を指定するなど、庁舎内における感染の拡大防止に努める。

### (2) 物資等の確保

#### ア 対象事業者の把握

発生時継続業務に必要な物資の提供及び各種システムの保守に係る事業者並びに当該事業者が事業を継続することが困難になった場合の代替業者を把握する。

なお、当該事業者に対しては、業務の継続に関する調整及び要請を行う。

#### イ 被留置者の食事の確保

被留置者の食事の契約業者に対し業務継続についての協力を要請する。

## 2 情報通信の確保

### (1) 通信の確保

近畿管区警察局和歌山県情報通信部と連携して、各種活動現場において必要な通信を円滑に確保するため、情報通信部との連絡担当者及びその代替職員を複数人指名する。また、情報通信部との連絡要領や窓口を手順書等で明確化し、代替職員以外の職員にも広く周知させておくなど、的確に連絡・連携を図れるようにする。

### (2) 情報管理機能の確保

各種情報管理システムについては、担当職員の不在に備えた定型的な業務の手順書の作成、各種情報管理システムの操作方法の教養等を実施する。

また、関係事業者等が事業を継続することが困難になる場合も想定されることから、その際の関係事業者等の対応を把握する。

## 3 医療体制の確保

職場において職員が発症した場合に備え、厚生課健康対策室は、発熱相談センター等を確認し、職員等に周知させる。

さらに、被留置者が感染者等になった場合に診療を要請する医療機関及び感染者となった被留置者の入院を要請する医療機関並びに入院させるまでの間に隔離する場所をあらかじめ選定する。

## 第6 感染防止の徹底

## 1 個人及び家庭での感染予防

### (1) 基本的な感染防止対策

職員等の基本的な感染防止対策は、次のとおりとする。

- 咳エチケット、手洗い及びうがいを徹底する。
- 外出に当たっては、人混みをなるべく避け、混み合った場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分で閉鎖的な場所に入るときにはマスク（不織布製）を着用するよう努める。
- マスクについては、いつでも着用できるように準備し、咳、くしゃみ、鼻水等の症状がみられた場合は、速やかに着用する。

### (2) 感染予防の周知徹底

厚生課健康対策室は、新型インフルエンザ感染予防のための基本的措置について、具体的な措置内容を記載した資料を配付するなどにより、職員等に対する周知を徹底する。

## 2 職場における感染拡大防止策

職場における感染拡大防止を徹底するため、次の措置をとる。

- 職員は、出勤前に検温を実施し、発熱等のインフルエンザ様症状がある場合は、いかなる理由があっても出勤しないこととする。
- 庁舎内に消毒剤を配備する。
- 机のレイアウトの変更やパーティションの設置等により対人距離を保持する。

## 3 発症者等への対応

### (1) 職場において発症者が出た場合の措置

職場において発症者が出た場合には、次の措置をとる。

- 感染防止従事責任者は、発症者が出た旨を、速やかに厚生課健康対策室に報告するとともに、発症者及び発症者と濃厚接触した職員にマスクを着用させる。
- 発症者に対応する職員に感染予防資機材を着用させる。
- 発症者は、会議室等に移動させる。
- 必要に応じ、発症者の机等、当該職員が接触した可能性のある箇所の消毒を実施する。
- 発症者及び発症者と濃厚接触した職員については、発熱相談センター等の指示に従い、対応する。

### (2) 休暇措置

ア インフルエンザ様症状を呈する場合  
病気休暇を取得する。

イ 濃厚接触者として、検疫法（昭和26年法律第201号）の規定に基づく停留又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づく外出自粛要請等の措置を受けている場合

特別休暇を取得する。

ウ 保育所等の臨時休業による子等の世話のため出勤ができない場合  
原則として、年次休暇を取得する。

エ 海外において感染の疑いがあり、当該地域の措置により隔離されている場合

特別休暇（交通機関の事故等を事由とする休暇）とすること。

オ 休暇取得指導

感染防止従事責任者は、ア又はイに該当する職員を認知した場合には、それぞれに該当する休暇を取得するよう指導する。

## 第7 業務継続計画の発動等

### 1 発動

原則として、政府対策本部が第二段階（国内発生早期）の宣言をした場合に、県内での流行状況等を考慮の上、対策委員会を開催し、発動を決定する。

新型インフルエンザの発生の初期段階で、発生した新型インフルエンザの重篤性、感染力等が明らかでない場合であっても、発生時継続業務以外の業務で感染リスクの高いものは早期に縮小し、又は中断し、感染リスクの軽減方策を実施していく。

### 2 状況に応じた対応

業務継続実施責任者は、事態の進展に応じ、業務継続計画に沿って、人員体制等を変更する。その際、業務遂行上生じた問題等について情報を集約し、所属内において、又は関係所属と必要な調整を行う。

### 3 通常体制への復帰

原則として、政府対策本部が第四段階（小康期）の宣言をし、県内での流行状況を踏まえ、対策委員会の決定により通常体制に復帰する。ただし、本県での流行状況を踏まえ、第四段階の宣言の前に順次通常体制に復帰すること又は第四段階の宣言の後も業務継続計画の発動を継続することについても対策委員会で判断する。

## 第8 業務継続計画の維持・管理等

### 1 公表・周知

業務継続計画の概要は公表する。特に、県民生活に影響を及ぼす業務の縮小・中断については、広報を行うものとする。

### 2 教育・訓練

業務継続実施責任者は、職員に対し、新型インフルエンザの発生時の対応について周知するとともに、定期的に教養・訓練を行う。

訓練を行うに当たっては、欠勤率が高まった場合の対応や職場内発症者が出た場合の対応等について業務継続計画を確認し、改善等の課題を分析する。

### 3 点検・改善

新型インフルエンザに関する新しい知見が得られた場合、和歌山県警察新型インフルエンザ対策行動計画等が変更された場合、訓練等を通じて本計画の問題点が明らかになった場合等には、必要に応じ、本計画の修正を行う。

業務継続実施責任者は、職員の異動状況を踏まえ、人員計画の必要な修正を行う。

## 業務仕分け

【警務部門】

<b>業務継続のための指針</b>	
	職員の感染状況を把握するとともに、消毒措置等感染拡大防止措置を講じる
	入庁者に対する感染予防措置等庁舎管理に万全を期す
<b>発生時の継続業務</b>	
<b>新型インフルエンザ対策業務</b>	
	対処体制の確立
	感染予防対策の推進
<b>一般継続業務</b>	
	関係都道府県警察、関係機関との連絡・調整
	公安委員会の会議関連業務
	被疑者取調べ監督関連業務
	警察安全相談関連業務
	情報公開及び個人情報の保護
	議会対応業務
	報道対応をはじめとする県民等への情報伝達
	予算、決算及び会計
	施設管理業務
	遺失・拾得関連業務
	警察装備等関連業務
	当直体制の確認・確保
	組織関連業務
	職員の人事及び定員関連業務
	地方警務官の任免手続き、司法警察員の指定関連業務
	履歴証明書の発給業務
	職員の採用関連業務
	給与支給・退職手当関連業務
	監察関連業務（叙位・叙勲・褒章、死亡退職者表彰及び賞じゅつ金に関する業務並びに訟務及び非違事案（逮捕関連）に対する処分等に限る。）
	通訳関連業務
	情報管理システムの管理、運用及び照会業務
	対策本部要員等に対する健康診断その他保険関連業務
	犯罪被害者支援及び犯罪被害者等給付金等関連業務
	留置管理業務
	庶務関連業務
<b>縮小・中断業務</b>	
	各種統計業務
	警察署協議会関連業務
	音楽隊活動業務
	広報資料の発行・保管
	会計監査業務
	監察関連業務（表彰（死亡退職者表彰を除く）及び監察・懲戒に関する業務等）
	福利厚生関連業務
	昇任試験、人事記録の整理・保管及び統計業務
	服務、勤務規律、勤務評定、自動車運転技能検定業務
	勤務評定関連業務
	警察表彰関連業務
	警察教養関連業務
	専科教養・研修・訓練等
	警察学校の教養計画の策定・実施
	術科訓練

## 業務仕分け

【生活安全部門】

業務継続のための指針	
	感染防止に配意し、被疑者の取り調べ・許認可業務及び各種相談事案に対応する。
	状況に応じて各種講習、巡回連絡、連絡協議会等を休止して感染予防措置を図る。
	事件捜査は、緊急性、重要性等を勘案して処理する。
	資機材や消毒薬等を有効活用し、各種取扱い時における感染防止に努める。
発生時の継続業務	
新型インフルエンザ対策業務	
	対処体制の確立
	感染予防対策の推進
	防疫措置に対する支援
	医療活動に対する支援
	社会秩序の維持
一般継続業務	
	関係都道府県警察、関係機関との連絡・調整
	広報対応を始めとする県民等への情報伝達
	犯罪の予防一般
	警備業法関連業務
	家出人、迷子、その他応急の救護を要する者の保護
	火薬類の運搬及び取締り
	銃砲刀剣類所持等取締法関連業務（許可関連業務を除く。）
	風俗・保安等に関する許可・届出等関連業務
	ストーカー行為等の規制等に関する法律関連業務
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律関連業務
	子ども・女性に係る前兆事案対策
	警察通信指令関連業務
	地域警察官の行う街頭活動
	鉄道警察関連業務
	水上警察関連業務
	警ら用無線自動車、警察用航空機及び警察用船舶の運用
	水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助
	児童虐待及び少年を被害者とする犯罪の防止及び被害少年の保護
	生活安全関連法令違反事犯等の取締り
	核燃料物質等、放射性同位元素等、特定物質及び届出対象病原体等の運搬関連業務
	重大サイバー犯罪等関連業務
	インターネット上の違法情報、有害情報関連業務
	庶務関連業務
縮小・中断業務	
	各種統計業務
	専科教養・研修・訓練等
	生活安全警察に関する法令の調査及び研究
	生活安全警察に関する各種調査、資料収集及び管理
	各種キャンペーン、講演、講話等
	巡回連絡

別表

## 業務仕分け

【刑事部門】

<b>業務継続のための指針</b>	
	事件捜査は、緊急性、重要性等を勘案して処理する。
	感染拡大状況を踏まえ、検視業務の対応を検討する。
	感染拡大状況を踏まえ、刑事警察運営に係る業務を判断する。
<b>発生時の継続業務</b>	
<b>新型インフルエンザ対策業務</b>	
	対処体制の確立
	感染予防対策の推進
	検視の実施
	社会秩序の維持
<b>一般継続業務</b>	
	事件捜査
	検視業務
	犯罪鑑識業務
	鑑定及び検査業務
	各種手配・共助業務
	犯罪統計業務
	その他、刑事警察運営に係る業務（必要性、緊急性のあるもの）
	庶務関係業務
<b>縮小・中断業務</b>	
	専科教養・研修・訓練等
	各種会議
	各種刑事資料の発刊
	その他、刑事警察運営に係る業務（必要性、緊急性等のないもの）

## 業務仕分け

【交通部門】

業務継続のための指針	
	感染防止対策に十分配慮し、各種申請受理業務を継続するとともに、感染した出頭予定者に対し、出頭日を変更する等適正措置を講ずる。
	交通安全教育、各種イベントや施設見学は、感染拡大にあわせ縮小・休止する。
	事件捜査は、緊急性、重要性等を勘案して処理する。
発生時の継続業務	
新型インフルエンザ対策業務	
	対処体制の確立
	感染予防対策の推進
	防疫措置に伴う支援
	医療活動に対する支援
	社会秩序の維持
一般継続業務	
	関係都道府県警察、関係機関との連絡・調整
	広報対応を始めとする県民等への情報伝達
	交通規制・管制に関する業務
	交通情報に関する業務
	交通指導取締り
	運転免許関連事務
	交通事故事件捜査
	交通事故防止対策
	各種申請受理
	庶務関連業務
縮小・中断業務	
	各種統計業務
	専科教養・研修・訓練等
	交通関係法令の調査・研究
	刊行物等の資料作成・管理
	交通安全教育
	交通安全関係団体等に対する指導等



別表

## 業務仕分け

【警備部門】

<b>業務継続のための指針</b>	
	対策本部等を設置し、職員等の感染状況を把握するとともに、必要に応じて各会議を開催して決定事項等の周知を図る。
	各種警備訓練、講習等を休止し、感染拡大防止を図る。
	事件捜査は、緊急性、重要性を勘案して処理する。
<b>発生時の継続業務</b>	
<b>新型インフルエンザ対策業務</b>	
	実施体制の確立
	感染拡大の防止
	防疫措置の支援
	水際対策の支援
	医療活動の支援
	社会秩序の維持
<b>一般継続業務</b>	
	関係都道府県警察、関係機関との連絡・調整
	後方対応を始めとする県民等への情報伝達
	警備情報の収集、分析・調査
	警備犯罪の取締り
	緊急事態(自然災害を含む)発生時の対処
	警備実施
	警衛・警護
	庶務関連業務
<b>縮小・中断業務</b>	
	各種統計業務
	専科教養・研修・訓練等
	刊行物等の資料作成・管理
	警備関係法令の調査・研究

## 業務仕分け

【情報通信部門】

業務継続のための指針	
	職員の感染状況を把握するとともに、消毒措置等感染拡大防止措置を講じる。
	情報通信システムの障害対応時における派遣職員に対する感染・汚染防止措置及び障害機器等受け入れ時における除染措置等による感染防止を図る。
	県警察の各種業務及び現場活動等における通信並びに各種警察情報通信システムを円滑に確保する。
発生時の継続業務	
新型インフルエンザ対策業務	
	対処体制の確立
	感染予防対策の推進
一般継続業務	
	庶務関係業務（庶務課を除く各課）
	人事・給与関係業務
	予算管理・出納業務
	国有財産・物品管理業務
	警備、捜査等の通信運用の実施等
	県警察に対する技術支援業務
	情報セキュリティ侵害事案等発生時の対応
	警察通信施設の保全・管理
	専用設備等の新增設、変更
	無線局の新設、変更及び廃止
	通信施設の新設、改修、維持工事
	サイバー犯罪に対する技術支援業務
	情報技術の解析に関する業務
	重要インフラ事業者との情報収集業務
縮小・中断業務	
	各種統計業務
	教養・指導・訓練等
	物品調達・処分等業務
	表彰関連業務
	機動警察通信隊の編成等の定例的な指導・調整等
	専用設備等の新增設、変更等の計画業務
	施設関係業務の企画及び調査業務
	無線局の検査
	通信施設の新設、改修等の計画
	サイバーテロ対策の技術に関する業務
	情報技術解析業務の予算等に関する業務